

一関地区広域行政組合公印規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合訓令第6号

改正 平成19年3月30日 訓令第3号

平成23年2月16日 訓令第1号

平成23年3月31日 訓令第2号

平成26年4月1日 訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、公印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印及び保管者)

第2条 この訓令において「公印」とは、公文書に使用する庁印及び職印をいう。

第3条 公印の名称、書体、寸法、個数、使用区分及び保管者は、別表第1のとおりとする。

2 公印の様式は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第4条 前2条に定めるもののほか公印に関する事項は、一関市公印規程（平成17年一関市訓令第17号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一関地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（平成19年岩手県指令市町村第1149号）附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この訓令による改正後の規定は適用せず、この訓令による変更前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年2月16日訓令第1号）

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第2号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公印の名称	様式	書体	寸法	個数	使用区分	保管者
管理者印	1	てん書	方21㍓	6	管理者名をもってする契約及び一般文書	総務管理課長、介護保険課長、一関清掃センター所長、川崎清掃センター所長、大東清掃センター所長、職員主幹
		てん書	方18㍓	1	火葬証明	一関清掃センター所長
管理者職務代理者印	2	てん書	方18㍓	6	管理者職務代理者名をもってする文書	総務管理課長、介護保険課長、一関清掃センター所長、川崎清掃センター所長、大東清掃センター所長、職員主幹
会計管理者印	3	てん書	方21㍓	1	会計管理者名をもってする文書	会計課長
一関地区広域行政組合印	4	てん書	方18㍓	1	介護保険法に基づく被保険者証・資格者証等	総務管理課長
事務局長印	5	てん書	方18㍓	1	事務局長名をもってする文書	総務管理課長

別表第2（第3条関係）

1

一 関 地 区 広
域 行 政 組 合
管 理 者 印

2

一 関 地 区 広
域 行 政 組 合
管 理 者 職 務
代 理 者 印

3

一 関 地 区
広 域 行 政
組 合 会 計
管 理 者 印

4

一 関 地 区
広 域 行 政
組 合 印

5

一 関 地 区 広
域 行 政 組 合
事 務 局 長 印